

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
1月5日
(金曜日)

目次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

○公告
令和五年度山口県補正予算の要領の公表 (財政課) 三



山口県告示第一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年一月五日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋紡株式会社
- 住 所 大阪市北区梅田一丁目一三番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋紡株式会社岩国事業所
- 所在地 岩国市灘町一番一号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (食/日)力	工 事 着 手 日 定	工 事 完 成 日 定	使 用 開 始 日 定	間 隔 時 間 当 た り の 使 用 時 間
六六の五	五〇〇	令和六、 三、一	令和六、 七、三〇	令和六、 一、一	断 続 〇七 時 分 三
備考 「六六の五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の五の弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設をいう。					季節的 変動の 概要 変動なし

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
六六の五	八	六	四三
七	六	八	四〇
	五〇	通	五〇
	〇・二	常	〇・二
	〇・二	大	〇・二
	〇・二	常	〇・二
	〇・二	大	〇・二
	一八・五	通	一八・五
	二〇・五	最	二〇・五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	
排水処理施設	鉄筋コンクリート	一二五、二〇〇	沈殿	〃	〃	〃	(既)	令和六、三、一	令和六、七、三〇	令和六、一一、一
合併処理浄化槽	F R P 製	二〇	生物ろ過	連続	二四時間	変動なし				

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大		
排水処理施設	処理後	〃	二二・一	〃
	処理前	六・七	七・三	九七、八二四
合併処理浄化槽	処理後	〃	三〇	〃
	処理前	七・一	八・五	二〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃
	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃
	浮遊物質質量 (mg/l)	〃	〃
	鉍油類 (mg/l)	〃	〃
	窒素 (mg/l)	〃	〃
	リン (mg/l)	〃	〃

No. 1 排 水 口	六・七	六・五	一四・一	五〇	四	二五	検出せず	一一・九	一七・三	〇・五	〇・九	一五七、〇三五	二〇二、三〇八・二
No. 2 排 水 口	七	六・六 八・五	四	〃	五	〃	〇・二	〇・二	〇・一	〇・一	〇・一	八、八八〇・五	一〇、七四八・五



(一) 令和五年度山口県補正予算の要領の公表

令和五年十一月山口県議会定例会で議決された令和五年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

令和六年一月五日

山口県知事 村 岡 隆 致

令和五年度山口県一般会計補正予算(第4号)

令和五年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,077,573千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ848,437,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

歳 入

7分担金及び負担金

款 項	補 正 額	補正前の額	計
1分 担 金	176,343	169,529	345,872
7分担金及び負担金	727,043	3,315,574	4,042,617

9 国庫支出金	2 負 担 金	550,700	3,146,045	3,696,745
13歳 越 金	1 国庫負担金	11,905,929	136,274,275	148,180,204
14諸 収 入	2 国庫補助金	107,333	44,346,160	44,453,493
15県 債	3 委 託 金	11,798,337	90,169,149	101,967,486
歳 入	1 特別会計繰入金	259	1,758,966	1,759,225
歳 入	金	328,884	36,061,289	36,390,173
歳 入	金	328,884	4,864,852	5,193,736
歳 入	金	2,090,669	1,735,784	3,826,453
歳 入	金	2,090,669	1,735,784	3,826,453
歳 入	金	548	114,020,416	114,020,964
歳 入	金	548	5,402,615	5,403,163
歳 入	金	11,024,500	47,640,000	58,664,500
歳 入	金	11,024,500	47,640,000	58,664,500
歳 入	金	26,077,573	822,359,446	848,437,019
歳 入	金	9,053	1,444,920	1,453,973
歳 入	金	9,053	1,444,920	1,453,973
歳 入	金	9,053	1,444,920	1,453,973
歳 入	金	1,002,808	40,072,924	41,075,732
歳 入	金	36,377	18,888,183	18,924,560
歳 入	金	16,072	9,069,029	9,085,101
歳 入	金	23,791	6,191,805	6,215,596
歳 入	金	3,022	1,251,956	1,254,978
歳 入	金	570	1,047,613	1,048,183
歳 入	金	915,872	2,844,907	3,760,779
歳 入	金	4,053	467,749	471,802
歳 入	金	1,552	132,002	133,554
歳 入	金	1,499	179,680	181,179
歳 入	金	576,845	103,225,603	103,802,448

4 衛 生 費	1 社会福祉費	528,320	79,476,807	80,005,127	324,370	23,859,338	24,183,708
	4 児童福祉費	46,773	22,525,562	22,572,335	256,080	23,733,473	23,989,553
	7 生活保護費	1,752	975,374	977,126	138,355	13,801,883	13,940,238
	1 公衆衛生費	1,226,601	66,930,597	68,157,198	7,819	1,433,292	1,441,111
	4 環境衛生費	10,225	50,435,102	50,445,327	2,325	692,653	694,978
	7 保健所費	10,718	2,866,721	2,877,439	30,960	9,738,117	9,769,077
	8 医薬費	34,561	2,861,438	2,895,999	9,738,117	9,738,117	9,769,077
	1 労働政費	1,171,097	8,692,580	9,863,677	26,077,573	822,359,446	848,437,019
	2 職業能力開発費	6,850	2,850,717	2,857,567			
	4 労働委員会費	2,045	780,243	782,288			
		3,997	1,490,636	1,494,633			
5 労働費							
6 農林水産業費	4 労働委員会費	808	100,149	100,957			
	1 農業費	4,863,100	35,567,180	40,430,280			
	2 畜産業費	70,219	11,409,113	11,479,332			
	3 農地費	24,707	1,295,508	1,320,215			
	4 林業費	3,889,796	11,297,094	15,186,890			
	5 水産業費	203,524	6,655,313	6,858,837			
	1 商業費	674,854	4,910,152	5,585,006			
	2 工業費	630,575	122,926,189	123,556,764			
	3 観光費	620,011	7,282,972	7,902,983			
	1 管理費	7,299	114,621,690	114,628,989			
	2 道路橋りょう費	3,265	1,021,527	1,024,792			
	3 河川海岸費	15,931,255	72,145,564	88,076,819			
	4 港湾費	89,934	6,779,862	6,869,796			
	5 都市計画費	8,134,029	30,264,835	38,398,864			
	1 警察管理費	5,540,064	20,055,113	25,595,177			
	5 都市計画費	2,051,340	8,182,945	10,234,285			
	1 警察管理費	115,888	3,857,345	3,973,233			
	1 警察管理費	444,930	36,708,788	37,153,718			
	1 警察管理費	444,930	34,106,239	34,551,169			
	1 教育総務費	1,385,556	127,486,345	128,871,901			
	2 小学校費	29,845	13,919,246	13,949,091			
		595,802	38,168,918	38,764,720			
7 商 工 費							
8 土 木 費							
9 警 察 費							
10 教 育 費							

款	項	事 項	金 額
2 総 務 費	/ 総 務 管 理 費	庁舎等維持管理費	268,261
4 衛 生 費	2 企 画 調 整 費	社会体育振興費	9,644
6 農 林 水 産 業 費	4 環 境 衛 生 費	畜犬指導事業費	63,315
	3 農 地 費	広域営農団地農道整備事業費	153,453
		基幹農道整備事業費	228,000
		経営体育成基盤整備事業費	1,910,797
		農業集落排水事業費	68,800
		基盤整備促進事業費	30,000
		県営老朽ため池整備事業費	704,959
		地すべり対策事業費	52,968
		県営海岸保全施設整備事業費	46,470
		広域基幹林道開設事業費	111,935
	4 林 業 費	普通林道開設事業費	24,108
		ふるさと林道緊急整備事業費	126,315
		一般治山事業費	574,550

(単位 千円)

第 2 表 繰 越 明 許 費

1 追 加

5	水産業費	地域水産物供給基盤整備事業費 広域水産物供給基盤整備事業費 漁港漁場機能高度化事業費 漁港海岸保全施設整備事業費 漁村つくり総合整備事業費 商工業振興指導費	75,600 200,000 195,134 59,157 60,543 610,288
7	商業費	交通安全施設整備事業費 単独交通安全施設整備事業費 舗装補修費 道路災害防除費 過疎地域市町道代行事業費 単独路側整備事業費	690,321 19,165 638,400 1,332,854 19,950 4,750
8	土木費	河川維持管理運営費 周防高潮対策事業費 河川工作物関連応急対策事業費 自然災害防止事業費 河川受託事業費 高潮対策事業費 ダム建設実施調査費 堰堤改良事業費 地すべり対策事業費 急傾斜地崩壊対策事業費 港湾改修費 港湾既存施設有効活用促進事業費	47,058 492,614 530,816 294,245 29,458 129,801 120,000 865,677 348,718 573,194 183,640 446,036

10	教育費	6 住宅教育総務費 1 高等学校費	教職員住宅管理費 校舍改築費 大規模改造事業費 施設改造費 土木過年補助災害復旧事業費 土木現年補助災害復旧事業費	11,000 29,039 273,946 10,657 94,871 2,971,032
11	災害復旧費	2 土木施設災害復旧費		
合 計				16,678,140
2 変 更				
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費 単独道路改良費 橋りょう補修費 広域河川改修費 河川情報基盤緊急整備事業費 通常砂防事業費 都市計画街路整備事業費	95,000 59,725 140,000 160,000 150,000 64,790 95,000
		3 河川海岸費		2,865,445 330,965 2,346,443 1,343,635 197,880 719,401 351,880
		5 都市計画費		

第 3 表 債務負担行為補正
追加

事 項	期 間	限 度	額	合 計	
				764, 515	8, 155, 649
1 山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の指定をする。と。	令和 6 年度から令和 10 年度まで	84, 927 千円			
2 交通安全施設整備事業の年度を越えること。を一括契約すること。(県道萩後生線)	令和 6 年度	28, 350 千円			
3 単独交通安全施設整備事業の年度を越えること。を一括契約すること。(県道栗野二見線ほか 2 箇所)	令和 6 年度	74, 000 千円			
4 舗装補修事業の年度を越えること。を一括契約すること。(国道 316 号ほか 2 箇所)	令和 6 年度	63, 000 千円			
5 道路災害防除事業の年度を越えること。を一括契約すること。(県道岩国佐伯線ほか 1 箇所)	令和 6 年度	52, 500 千円			
6 単独道路舗装事業の年度を越えること。を一括契約すること。(県道山口宇部線ほか 2 箇所)	令和 6 年度	51, 000 千円			
7 単独道路災害防除事業の年度を越えること。を一括契約すること。(国道 435 号ほか 1 箇所)	令和 6 年度	24, 000 千円			
8 単独路側整備事業の年度を越えること。を一括契約すること。(県道山口宇部線ほか 2 箇所)	令和 6 年度	66, 000 千円			
9 道路改良事業の年度を越えること。を一括契約すること。(国道 470 号ほか 3 箇所)	令和 6 年度	257, 250 千円			
10 単独道路改良事業の年度を越えること。を一括契約すること。(県道田新湯玉停車場線ほか 1 箇所)	令和 6 年度	332, 000 千円			
11 橋りょう補修事業の年度を越えること。を一括契約すること。(小野田港ほか 3 箇所)	令和 6 年度	325, 500 千円			
12 広域河川改修事業の年度を越えること。を一括契約すること。(錦川)	令和 6 年度	63, 000 千円			
13 河川工作物関連急急る事業の年度を越えること。を一括契約すること。(麻里布川排水機場)	令和 6 年度	5, 250 千円			
14 単独河川改修事業の年度を越えること。を一括契約すること。(離合川ほか 1 箇所)	令和 6 年度	4, 300 千円			
15 高潮対策事業の年度を越えること。を一括契約すること。(東邦海岸ほか 1 箇所)	令和 6 年度	99, 750 千円			
16 侵食対策事業の年度を越えること。を一括契約すること。(松谷海岸)	令和 6 年度	63, 000 千円			
17 自然災害防止事業の年度を越えること。を一括契約すること。(大浜海岸)	令和 6 年度	5, 000 千円			
18 堰堤改良事業の年度を越えること。を一括契約すること。(黒杭川ダムほか 1 箇所)	令和 5 年度から令和 7 年度まで	390, 000 千円			
19 通常砂防事業の年度を越えること。を一括契約すること。(自由ヶ丘東川ほか 1 箇所)	令和 6 年度	232, 050 千円			
20 地すべり対策事業の年度を越えること。を一括契約すること。(徳甫地区ほか 2 箇所)	令和 6 年度	68, 250 千円			
21 急傾斜地崩壊対策事業の年度を越えること。を一括契約すること。(小田地区ほか 3 箇所)	令和 6 年度	154, 350 千円			
22 港湾改修事業の年度を越えること。を一括契約すること。(徳山下松港)	令和 6 年度	95, 550 千円			
23 単独港湾改修事業の年度を越えること。を一括契約すること。(徳山下松港ほか 1 箇所)	令和 6 年度	119, 000 千円			
24 海岸防災事業の年度を越えること。を一括契約すること。(小野田港ほか 3 箇所)	令和 6 年度	325, 500 千円			
25 過疎地域下水道代行事業の年度を越えること。を一括契約すること。(小野田港ほか 3 箇所)	令和 6 年度	325, 500 千円			

事を一括契約すること。 (周防大島町) 令和 6 年度 105,000千円

第 4 表 地方債補正 変 更 (単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正		補 正	
	前	後	前	後
	限度額	限度額	限度額	限度額
広域営農団地農道整備事業	191,000	192,800	192,800	192,800
経営体育成基盤整備事業	505,000	1,356,600	1,356,600	1,356,600
県営老朽ため池整備事業	472,000	739,800	739,800	739,800
地すべり対策事業 (農林)	54,000	82,400	82,400	82,400
県営海岸保全施設整備事業	78,000	98,600	98,600	98,600
国営農地再編整備事業	131,000	425,400	425,400	425,400
一般治山事業	795,000	895,600	895,600	895,600
広域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	225,000	425,000	425,000	425,000
漁港漁場機能高度化事業	70,000	102,800	102,800	102,800
漁港海岸保全施設整備事業	110,000	152,200	152,200	152,200
地産水産物供給基盤整備事業 (漁場)	123,000	177,000	177,000	177,000
舗装補修事業	81,000	505,000	505,000	505,000
道路災害防除事業	504,000	1,319,100	1,319,100	1,319,100
道路改良事業	1,860,000	2,765,000	2,765,000	2,765,000
過疎地域市町道代行業	37,000	48,900	48,900	48,900
道路直轄事業負担金	4,238,000	5,546,900	5,546,900	5,546,900
交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	392,000	719,900	719,900	719,900
橋りょう補修事業	2,878,000	3,680,400	3,680,400	3,680,400
広域河川改修事業	857,000	1,613,800	1,613,800	1,613,800

河川情報基盤緊急整備事業	131,000	164,000				
周防高潮対策事業	316,000	382,000				
河川工作物関連応急対策事業	113,000	467,200				
河川直轄事業負担金	180,000	610,800				
深川川総合開発事業	534,000	634,700				
堰堤改良事業	91,000	552,300				
高潮対策事業	182,000	227,000				
通帯砂防事業	1,362,000	1,661,700				
地すべり対策事業 (建設)	195,000	387,000				
急傾斜地崩壊対策事業	681,000	903,700				
港湾改修事業	202,000	301,000				
港湾既存施設有効活用促進事業	215,000	346,600				
港湾直轄事業負担金	2,862,000	3,966,200				
海岸防災事業	591,000	789,600				
都市計画街路整備事業	426,000	451,800				
過疎地域下水道代行業	82,000	95,700				
計	21,764,000	32,788,500				

令和 5 年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 589 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 405,560 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
5歳入	1他会計繰入金	589	200,086	200,675
歳入	合計	589	200,086	200,675
歳出	1下関漁港地方卸売市場費	589	404,971	405,560
歳出	2市場管理費	589	404,971	405,560
合計	合計	589	404,971	405,560

令和5年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,936,985千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)
第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)
第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
5歳入	1県債	2,300	1,772,000	1,774,300
歳入	合計	2,300	1,772,000	1,774,300
歳出	1港湾整備事業費	2,300	3,934,685	3,936,985
合計	合計	2,300	3,934,685	3,936,985

第2表 歳出 合計 2,300 3,934,685 3,936,985
追 加

事項	項 期 間	限 度	額
港湾整備事業の年度を越える工事を一括契約する(宇部港ほか4か所)	令和6年度	445,000千円	

第3表 地方債補正 (単位 千円)
変 更

起債の目的	補		正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
港湾整備事業	1,772,000	証書又は借付券発行	1,774,300	証書又は借付券発行		
		年8.0%以内とした見直し利率の適用は、当該後見の利率による。		年8.0%以内とした見直し利率の適用は、当該後見の利率による。		
		元利均等返済方式で30年以内の先んじて条件の協定は、当該後見の利率による。		元利均等返済方式で30年以内の先んじて条件の協定は、当該後見の利率による。		

令和5年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和5年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,312千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138,355,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
8 繰入金	1 他会計繰入金	670	7,662,966	7,663,636
9 繰越金	1 繰越金	670	7,314,857	7,315,527
	1 繰越金	13,642	1,978,295	1,991,937
	合計	13,642	1,978,295	1,991,937
歳入		14,312	138,341,229	138,355,541
歳出		14,312	138,341,229	138,355,541
1 総務費	1 総務管理費	670	36,902	37,572
	1 総務管理費	670	36,522	37,192
4 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	13,642	28,410	42,052
	1 前期高齢者納付金等	13,642	28,410	42,052
合計		14,312	138,341,229	138,355,541

令和 5 年度電気事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)
第 1 条 令和 5 年度山口県の電気事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)
第 2 条 令和 5 年度電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第 2 款	電気事業費用	4,781 千円	1,650,291 千円	1,655,072 千円
第 1 項	営業費用	4,781 千円	1,561,341 千円	1,566,122 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 8 条中「職員給与費 426,703 千円」を「職員給与費 431,484 千円」に改める。

令和 5 年度工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)
第 1 条 令和 5 年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第 2 款	工業用水道事業費用	8,185 千円	6,710,425 千円	6,718,610 千円
第 1 項	営業費用	8,185 千円	6,512,774 千円	6,520,959 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 9 条中「職員給与費 719,431 千円」を「職員給与費 727,616 千円」に改める。

令和 5 年度流域下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)
第 1 条 令和 5 年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)
第 2 条 令和 5 年度流域下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第 3 款	資本的収入	388 千円	536,464 千円	536,852 千円
第 3 項	負担金	388 千円	273,864 千円	274,252 千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第 4 款	資本的支出	388 千円	536,464 千円	536,852 千円
第 1 項	建設改良費	388 千円	228,420 千円	228,808 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 9 条中「職員給与費 38,708 千円」を「職員給与費 39,096 千円」に改める。

令和六年
一月五日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁